

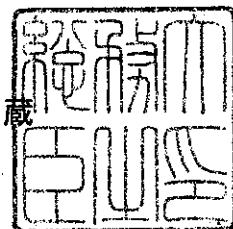


資料2022-1-1

諮詢第2022号
平成18年3月27日

情報通信審議会
会長 庄山 悅彦 殿

総務大臣
竹中 平蔵



諮詢書

下記について諮詢する。

記

電波の有効利用のための技術的条件

「電波の有効利用のための技術的条件」について

1 諒問理由

我が国における無線局数は、2006年1月末時点で1億局を超えており、携帯電話に加え、無線LAN、電子タグなど様々な形態の電波システムについて、普及や利用の拡大が進んでいる。

これらの電波の需要増に対応するため、総務省においては、「電波政策ビジョン」(2003年7月情報通信審議会答申)に基づき、電波開放戦略を推進し、抜本的な周波数割当て及び電波利用料制度の見直し、周波数の再配分・割当制度の整備、研究開発の推進等、有限希少な資源である電波を最大限有効利用するための戦略的な電波行政を展開しているところである。

このうち、周波数割当ての見直しについては、2003年10月に策定した「周波数の再編方針」に基づいて着実に実施しており、既に、携帯電話等の移動通信システムについては、情報通信審議会情報通信技術分科会に携帯電話等周波数有効利用方策委員会を設置して、移動業務用周波数の有効利用方策に係る検討を行っているところである。

今後は、2011年の地上テレビジョン放送のデジタル化をはじめとして、移動、放送等の業務をまたがる大規模な周波数再編が想定されている。したがって、周波数のより一層の有効利用による効率的な電波の再配分の実施により、我が国情報通信分野における国際競争力強化を一層推進するためにも、今後導入が想定される電波システムの技術的特性等を総合的かつ詳細に検討することにより、電波の有効利用方策につながる周波数配置、隣接システムとの共用条件等について、産業界や利用者に対して明確に示していくことが必要である。

以上のことから、各業務間の周波数共用条件等について、横断的かつ総合的な検討が必要と考えられる周波数帯に関し、その電波の有効利用方策につながる技術的条件について審議を求めるものである。

2 答申を希望する事項

- (1) VHF/UHF帯における電波の有効利用のための技術的条件
- (2) マイクロ波帯における電波の有効利用のための技術的条件
- (3) ミリ波帯における電波の有効利用のための技術的条件

3 答申を希望する時期

2(1)の事項について、平成19年6月頃（一部答申）

4 答申が得られたときの行政上の措置

関係省令の改正、周波数割当計画の変更等に資する。

1 周波数の再編方針

移動通信システム

- ・5年以内に1.7GHz帯、2.5GHz帯を中心に約330～340MHz幅を確保
- ・5～10年以内に5～6GHz以下を中心に最大で約1.38GHz幅を確保

無線LAN・NWA

- ・5年以内に5GHz帯を中心に最大で480MHz幅の周波数需要に対応可能な周波数を確保
- ・5～10年以内に5GHz帯等を中心に最大で約740MHz幅の周波数需要に対応可能な周波数を確保

地上テレビジョン放送

- ・デジタル放送の全国展開のための割当て
- ・UHF帯は、2012年以降、移動通信システム等に利用
- ・VHF帯は、今後の利用ニーズを踏まえ、2011年以降、新規需要への割当て

RFID(電子タグ)

- ・135kHz帯、13.5MHz帯、2.4GHz帯等が利用されているが、多様な用途に対応できるよう、950MHz帯付近等の新たな周波数帯も検討

UWB、ITS、準天頂衛星通信システム、情報家電 等

- ・UWB無線システム：マイクロ波帯(3.1～10.6GHz)への導入のための技術的条件の検討
- ・ITS関連電波システム：既存の5.8GHz帯における周波数の効率的利用の促進
- ・情報家電：5GHz帯近辺の割当てを検討 等

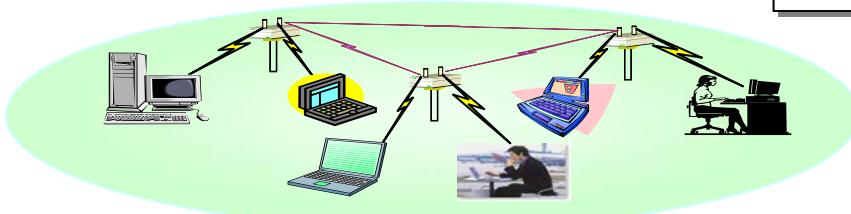
2 周波数帯別・隣接システム例

VHF／UHF帯

- ・移動通信システム と 地上放送

マイクロ波帯・ミリ波帯

- ・移動通信システム と UWB
- ・移動通信システム と RFID
- ・無線LAN と 情報家電 etc…



3 委員会における当面の主な検討事項

◆VHF／UHF帯に導入可能性のある電波システム*

- － 適切な周波数帯・周波数帯幅等の技術的検討
- － 上記検討に基づくシステムの類型化
- － 隣接システム間共用、帯域共用検討に必要な技術的パラメータ抽出
- － 適切な周波数配置検討に必要な技術的パラメータの具体化検討

* 総務省において、対象システムに係る提案公募を実施する(3月27日～4月27日予定)